

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

● 基本事項

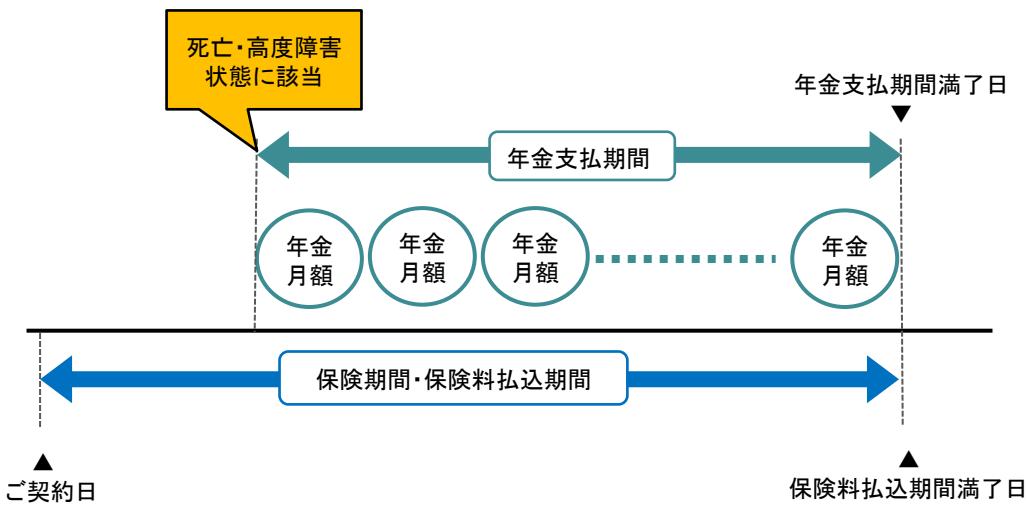
正式名称	無解約返戻金型収入保障保険	無解約返戻金型優良体収入保障保険
ペットネーム	収入保障保険	優良体収入保障保険

- お申込みいただく保険契約のご契約内容、保険期間、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。
- 健康状態ならびに喫煙の状況が所定の基準を満たしている場合には、「収入保障保険」より保険料が割安な「優良体収入保障保険」にご加入いただけます。
(所定の適用基準については次のページをご参照ください。)

● 保険商品の特長(収入保障保険／優良体収入保障保険 共通)

- 死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、遺されたご家族の生活保障として年金をお受け取りいただけます。
- 「最低支払保証期間」をお選びいただけます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を割安に設定しました。
- 「年金のお受取方法」をお選びいただけます。
- 当社所定の症状・状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが不要となります。

《しくみ図》



2. 主契約の保障内容について(収入保障保険／優良体収入保障保険 共通)

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

●保障内容

お支払いする年金	遺族年金	高度障害年金
受取人	年金受取人	被保険者(*1)
支払事由	<u>死亡</u> したとき	責任開始日(または復活日)以後の傷害または 疾患を原因として所定の高度障害状態(*2) に該当したとき
年金のお支払いには所定の免責事由があります。		

(*1) ご契約者が法人で、かつ年金受取人である場合には、法人が高度障害年金の受取人となります。

(*2) 高度障害状態については、『ご契約のしおり・約款 別表2 (対象となる高度障害状態)』をご参照ください。



遺族年金と高度障害年金は、重複してお支払いしません。

●年金のお受取りにあたっての留意事項

遺族年金 高度障害年金	<ul style="list-style-type: none">保険期間満了の直前に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合でも、保険期間の満了日を超えて一定期間は年金をお受取りいただける「最低支払保証期間」を3つのタイプ(2年・5年・10年)から選択していただけます。年金の受取方法は、「毎月受取」の他に「一時受取」「一部すえ置」「全部すえ置」も選択可能です。
--------------------	--

●保険料払込みの免除(主契約)

保険料払込み免除事由	責任開始日(または復活日)以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態(*)に該当したとき
保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。	

(*) 身体障害状態については、『ご契約のしおり・約款 別表3 (対象となる身体障害の状態)』をご参照ください。



疾病により所定の身体障害状態に該当した場合は、保険料のお払込みは免除されません。

3. 優良体の適用基準について(優良体収入保障保険)

- 健康状態ならびに喫煙の状況が当社の定める以下の基準を満たしている場合には、同じ保障内容で「収入保障保険」より保険料が割安な「優良体収入保障保険」に加入することができます。
- 「優良体収入保障保険」に適用される保険料率は「優良体保険料率」と「非喫煙者優良体保険料率」があり、「非喫煙者優良体保険料率」の方がさらに保険料が割安です。

<適用基準>

優良体保険料率	<p>① 健康状態および身体状態が、当社の引受基準において良好であると認められること ② 血圧値が次の範囲内であること <最大血圧140未満、最小血圧90未満> ③ ボディ・マス・インデックス(BMI)の値が次の範囲内であること <18.0～27.0> $BMI = \frac{\text{体重(キログラム)}}{\text{身長(メートル)}^2}$</p>
非喫煙者 優良体保険料率	<p>上記①～③に加え、以下の基準を満たしていることが必要になります。 ④ 過去1年以内に喫煙していないこと</p>

-  !
- 「優良体収入保障保険」にお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。
 - さらに、非喫煙者優良体保険料率にお申込みの際は所定の喫煙検査を行い、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
 - 被保険者の年齢や保険期間によっては、「収入保障保険」と「優良体収入保障保険」の保険料が同一となる場合があります。
 - 被保険者の年齢や保険期間によっては、優良体保険料率と非喫煙者優良体保険料率による保険料が同一となる場合があります。

4. 付加できる特約について(収入保障保険／優良体収入保障保険 共通)

主契約には、以下の特約を付加することができます。

ただし、ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合がありますのでご了承ください。

各特約についての詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

特約名	お支払いする保険金	支払事由
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	余命6か月以内と判断されたとき

特約名	お取扱内容
保険料払込免除特約	3大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態に該当したとき、または所定の身体障害状態、所定の要介護状態に該当したときに、以後の <u>保険料のお払込みが免除</u> されます。 (この特約の付加をご希望の場合、『 <u>レスキューP(パック) 収入保障保険</u> 』、『 <u>レスキューP(パック) 優良体収入保障保険</u> 』の「重要事項説明書(契約概要)」をご参照ください。)
指定代理請求人特約	年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない所定の事情があるときに、年金等の受取人に代わり、 <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。
5年ごと利差配当付 年金払特約	未払年金現価の全部または一部を一時金ではなく、 <u>年金で受取る</u> ことができます。なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。



保険料払込免除特約は、ご契約時のみ付加できます。

●保険金・給付金等のお支払いについての留意事項

リビング・ニーズ特約	<ul style="list-style-type: none">特定状態保険金額は年金現価の範囲内で、ご請求時に指定した金額(指定年金月額)の年金現価(3,000万円を限度)から6か月間の年金現価に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額になります。(年金現価とは、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の請求日の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価のことをさします。)遺族年金の年金現価の一部をお支払いする場合、残りの年金月額が所定の最低年金月額以上であることが必要です。主契約の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金の請求はできません。
保険料払込免除特約	この特約の付加をご希望の場合、『レスキューP(パック) 収入保障保険』、『レスキューP(パック) 優良体収入保障保険』の「重要事項説明書(契約概要)」をご参照ください。

5. 契約者配当金について(収入保障保険／優良体収入保障保険 共通)

- この保険には配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
- 運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

6. 解約返戻金について(収入保障保険／優良体収入保障保険 共通)

- 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、経過年月数により計算した解約返戻金があります。なお、 多くの場合、その解約返戻金は払込保険料の合計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金はありません。

※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

- 特約の解約返戻金はありません。

■ [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。

詳細は「[重要事項説明書\(注意喚起情報\)](#)」の「[12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先](#)」をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間：月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社：東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ 「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お払込みいただいた保険料を全額お返しします。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある方への引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがありますが、「保険料の割増」「年金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお受けすることもあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することができます。
- 責任開始日(復活日)から2年を経過していても、年金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することができます。
- ご契約や特約を解除した場合には、年金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ただし、「年金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することができます。
- ◆ 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

- ◆ ご契約の引受けを当社が承諾した場合、責任開始期は以下のようになります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時

(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

4. 年金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、年金等のお支払いや保険料のお払込みを免除できません。

- ◆ 免責事由に該当した場合

例: 責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、年金受取人等の故意または重大な過失による被保険者の死亡

- ◆ 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

・ 年金等のお支払い(保険料払込みの免除を含む)は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限ります。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合は支払事由に該当しません。

- ◆ 告知義務違反による解除の場合

- ◆ 重大事由による解除の場合

・ 年金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

- ◆ 保険料のお払込みがないことによる失効の場合

- ◆ 保険契約について詐欺による取消しの場合

- ◆ 年金等の不法取得目的による無効の場合

5. ご契約内容等の確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または年金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6. 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、**ご契約は失効します。**
 - ・ 保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申出の無い限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月1日から末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7. 効力を失ったご契約の復活について

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から3年以内であれば復活を申し込むことができます。
- ◆ この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 改めて告知または診査をしていただきます。
(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - ・ 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ・ ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は年金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ)して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となることがあります。

《現在のご契約についての留意事項》

- ・ 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

《新たなご契約についての留意事項》

- ・ 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・ 一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・ 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・ 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- ・ 新たなご契約の責任開始日前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、年金等のお支払いができません。
- ・ 新たにお申込みの保険料払込免除特約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと診断確定されても、主契約および特約の保険料の払込を免除しません。

10. 年金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間:月～金(祝日・年末年始を除きます。)9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

11. 年金等のご請求について

- ◆ 年金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ◆ ご契約内容によっては、複数の年金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 代理請求について
 - ・ 年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ・ **ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**
- ◆ ご住所等を変更された場合
 - ・ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**

12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◆ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<http://www.seiho.or.jp/>)
- ◆ 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間：月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>